附　則

（施行期日）

1　この規則は、古物営業法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十年十月二十四日）から施行する。

（改正法附則第二条第一項の規定による届出）

2　改正法附則第二条第一項の規定により都道府県公安委員会に届出をする場合においては、その主たる営業所（営業所のない者にあっては、住所又は居所をいう。）又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、別記様式の主たる営業所等届出書を提出するものとする。

（国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

3　国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄の傍線を付した部分のように改める。

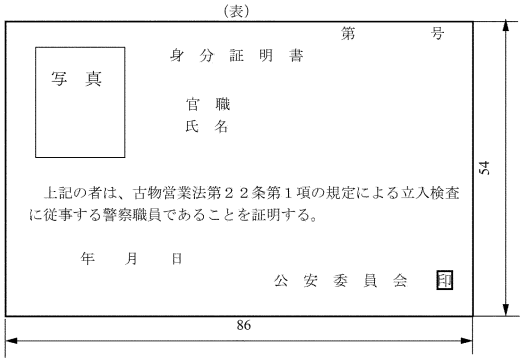
改正後	
別表第一	
［略］	
古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）	第十五条第三項第五号及び第七号

改正前	
別表第一	
［同上］	
古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）	第十五条第三項第六号

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第１６号の１０（第２０条関係）

（表）



（裏）

古　物　営　業　法　（　抜　粋　）

第２２条　警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所若しくは仮設店舗、古物の保管場所、古物市場又は第１０条第１項の競り売り（同条第２項及び第３項に規定する場合を除く。）の場所に立ち入り、古物及び帳簿等（第１８条第１項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。（略））を検査し、関係者に質問することができる。

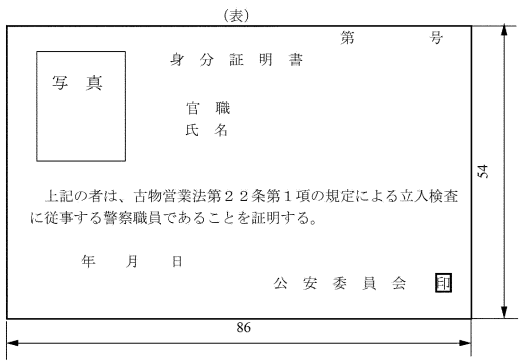
２　前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

３・４　略

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第１６号の１０（第２０条関係）

（表）



（裏）

古　物　営　業　法　（　抜　粋　）

第２２条　警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所、古物の保管場所、古物市場又は第１０条第１項の競り売り（同条第２項及び第３項に規定する場合を除く。）の場所に立ち入り、古物及び帳簿等（第１８条第１項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。（略））を検査し、関係者に質問することができる。

２　前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

３・４　略

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。